

魚沼市議会「新型コロナウイルス感染症に関する行動指針」

1. 連絡・報告の義務

- (1) 体調不良の際は、体温測定をして、概ね 37.5 度を基準として以下の対応とする。
 - ア 体調が悪いときは無理をせず、自宅で休養、経過観察すること。
 - イ 発熱（4 日以上）、息苦しさ、強い倦怠感、味覚・嗅覚の異常等がある場合は、議会事務局へ連絡するとともに、かかりつけ医等の医療機関へ電話してから受診すること。
- (2) 状況・状態確認後、経緯を含め議長及び議会事務局に報告すること。
- (3) 本人及び家族に感染又は濃厚接触者の疑いが生じた場合も、議長及び議会事務局に報告すること。
- (4) 議長は状況に応じて議会支援本部会議を招集する。

※ 症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談窓口

- 新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター(新潟県防災局危機対策課)
025-282-1754
受付時間/月曜日～金曜日(祝日除く) 8:30～17:00

※ 感染が疑われる方の相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

- 魚沼保健所 【日中】025-792-8612
平日(8:30～17:15)
土日祝日(9:00～17:00)
【夜間】025-792-1311
- 厚生労働省 0120-565-653
(9:00～21:00)

2. 議員が濃厚接触者と特定された場合等の注意

- (1) 本人が濃厚接触者となった場合は、検査機関等の指示に従うこと。
- (2) 本人及び同居する家族が検体採取を実施した場合は、検査結果が判明するまで検査機関等の指示に従うこと。

3. 議員活動における留意事項

- (1) 手洗いや咳エチケット、マスクの着用などの基本的な感染症対策を徹底すること。

- (2) 議員活動における外出を自粛し、メール、電話、FAX等を利用するなど
の手段を講じることや、大勢の人が集まる場所の回避を図ること。
- (3) 視察等については、当面の間、自粛すること。
- (4) 行政視察の受け入れについては、当面の間、見合わせる。
- (5) 市議会として新たな市への要望・意見等は、対策支援本部を通して行う。
また、緊急事態宣言発令中、議員は直接、市庁舎に出向かないこととする。
- (6) 守秘義務を充分認識し、個人情報の取扱いには細心の注意を図る。
また、不用意な情報発信、議員間における特定者捜しなどの行為は慎む。

4. 個人としての留意事項

- (1) 私的な旅行は慎むこと。
- (2) 都道府県をまたいだ不要不急の移動はしないこと。
- (3) 不特定多数の人が集まる施設や飲食店等への立ち寄りを避けること。
- (4) 自身の健康管理を徹底する。(検温、睡眠、食事等)
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置を遵守すること。

5. 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

魚沼市内では、現在のところ罹患された方は確認されていないが、近隣市をはじめ県内でも感染症患者の発生・増加がみられる。

周辺情報による不確かな情報や誤った情報がSNSを通して見受けられるが、当然のことながら不当な差別やいじめ、誹謗・中傷等の人権侵害はあってはならない。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、国・県や魚沼市が発表する正しい情報の入手に努めていただき、冷静な行動をお願いしたい。